

令和2年度～令和6年度

## 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画

(中間年の見直し)

令和5年3月





## 目次

第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて	1
----------------------------------	---

### 第5章 子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保方策

1 (略)	
2 人口推計	2
3 量の見込みと確保方策及びその実施時期	
(1) 幼児期の教育・保育事業	4
(2) 地域子ども・子育て支援事業	
① 利用者支援事業	6
② 時間外保育事業〔延長保育事業〕	8
③ 放課後児童健全育成事業〔学童保育所〕	8
④ 子育て短期支援事業〔ショートステイ〕	12
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	13
⑥ 養育支援訪問事業	13
⑦ 地域子育て支援拠点事業	15
⑧ -1 一時預かり事業(幼稚園型)〔預かり保育〕	16
⑧ -2 一時預かり事業(幼稚園型以外)	17
⑨ 病児保育事業	18
⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	19
⑪ 妊婦健康診査事業	20
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	21
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	22
資料編	23



## 第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

本市では、「うるおいとにぎわいが育む 子どもが未来に輝くまち 東近江市」を基本理念として、令和2年3月に策定した「第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画」（以下「当初計画」という。）に基づき、子ども・子育て支援事業を推進しています。

当初計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間の一期とする計画であり、平成26年内閣府告示第159号において、「市町村は、教育・保育給付認定の状況等を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」と定められています。

また、当初計画書3ページの「3 計画の期間」においても、「子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国の制度の状況を踏まえ、中間年度（令和4年度）を目安に計画の見直しを行います。」と明記しています。

国による中間年の見直しの考え方では、見直しの要否の基準は「量の見込み」と「実績値」との間に、原則として10%以上の乖離がある場合に見直しが必要とされており、これからの年度である令和5年度及び令和6年度の量の見込み（需要量）とそれに伴う確保方策（供給量）を見直すことになっています。ただし、10%未満であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えないとされています。本市としては、10%以上の乖離がある場合だけでなく、10%未満の乖離であっても、より数値を確実なものに近づけるため必要に応じて見直しを行います。

見直しの対象事業は、当初計画書59ページの第5章「3 量の見込みと確保方策及びその実施時期」における「(1) 幼児期の教育・保育事業」及び「(2) 地域子ども・子育て支援事業（13事業）」についてです。また、その前提として当初計画書58ページの「2 人口推計」も見直します。

### ※計画の見直し内容について

この計画の中間年の見直しは、令和5年度及び令和6年度の量の見込みと確保方策について見直すものです。

- 当初計画書の内容を基にした各事業の「■量の見込みと確保方策」の表において、令和5年度及び令和6年度の欄の上段には見直し後の数値を、下段の（ ）内には当初計画の数値を記しており、数値を変更した箇所には下線を引いています。
- 各事業について、【見直しの概要】を記しています。

## 第5章 子ども・子育て支援事業の実施に向けた 量の見込みと確保方策



### 2 人口推計（当初計画P58）

幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を算出するため、人口推計を行いました。

0～5歳人口の推計では、各年齢共に増減しながら推移しており、令和元（平成31）年と令和6年で比較すると、0～5歳合計で800人以上の減少が予測されます。

6～11歳人口の推計では、各年齢共に増減しながら推移しており、令和元（平成31）年と令和6年で比較すると、6～11歳合計で約700人の減少が予測されます。また、年齢別に見ると、6歳で約200人、7歳で約170人の減少が予測されます。

◆実績を基に算出した0～11歳人口推計

（単位：人）

	実績			推計（本計画期間）				
	平成29年	平成30年	平成31 （令和元）年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	957	870	889	903	890	872	<u>787</u> (856)	<u>787</u> (840)
1歳	1,021	946	883	896	910	897	<u>787</u> (879)	<u>787</u> (863)
2歳	1,010	1,021	951	887	900	915	<u>860</u> (901)	<u>787</u> (883)
3歳	1,046	1,021	1,033	955	891	904	<u>826</u> (919)	<u>860</u> (905)
4歳	1,083	1,058	1,017	1,041	963	898	<u>928</u> (911)	<u>826</u> (926)
5歳	1,136	1,074	1,048	1,012	1,036	959	<u>867</u> (894)	<u>928</u> (907)

	実績			推計(本計画期間)					
	平成 29年	平成 30年	平成31 (令和元年)	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	
6歳	1,101	1,139	1,066	1,044	1,009	1,033	<u>963</u> (955)	<u>867</u> (891)	
7歳	1,107	1,096	1,132	1,063	1,042	1,006	<u>1,028</u> (1,030)	<u>963</u> (953)	
8歳	1,127	1,099	1,091	1,129	1,061	1,039	<u>1,017</u> (1,003)	<u>1,028</u> (1,027)	
9歳	1,154	1,124	1,102	1,091	1,129	1,060	<u>1,038</u> (1,039)	<u>1,017</u> (1,003)	
10歳	1,130	1,152	1,132	1,100	1,089	1,128	<u>1,063</u> (1,059)	<u>1,038</u> (1,037)	
11歳	1,089	1,136	1,149	1,134	1,103	1,092	<u>1,126</u> (1,130)	<u>1,063</u> (1,061)	
計	0～5歳	6,253	5,990	5,821	5,694	5,590	5,445	<u>5,055</u> (5,360)	<u>4,975</u> (5,324)
	6～11歳	6,708	6,746	6,672	6,561	6,433	6,358	<u>6,235</u> (6,216)	<u>5,976</u> (5,972)
	0～11歳	12,961	12,736	12,493	12,255	12,023	11,803	<u>11,290</u> (11,576)	<u>10,951</u> (11,296)

(各年4月1日)

※令和5年及び令和6年の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

【見直しの概要】

- 令和2年から令和4年までの各年4月1日時点の実績によると、0歳児の推計値と実績値との乖離が令和2年は11%、令和3年は6%、令和4年は約10%あり、出生数の減少による低年齢児の乖離幅が大きくなっていることから、見直し(令和4年の実績値を基に令和5年及び令和6年の推計)を行います。

### 3 量の見込みと確保方策及びその実施時期（当初計画P59）

「東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果」を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ設定した量の見込みと確保方策及びその実施時期を示します。

#### （1）幼児期の教育・保育事業

##### ■事業の内容

幼児期の教育・保育事業は、小学校就学前の乳幼児が幼児施設（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所）を利用する事業です。

##### ■認定区分と対象児童・施設

認定区分		利用できる施設等
1号 認定	【教育標準時間認定】 子どもが満3歳以上で、認定こども園等で教育を希望	認定こども園、幼稚園 (教育標準時間)
2号 認定	【保育認定 満3歳以上】 子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で教育・保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)
3号 認定	【保育認定 満3歳未満】 子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)、 地域型保育事業所

##### ■量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3～5歳		0歳	1・2歳	3～5歳		0歳	1・2歳	3～5歳		0歳	1・2歳
①量の見込み	1,293	1,654	194	802	1,170	1,661	204	832	1,049	1,656	213	851
②確保方策	1,905	1,644	216	855	1,905	1,644	216	855	1,850	1,693	221	875
教育・保育施設	1,905	1,644	182	747	1,905	1,644	182	747	1,850	1,693	187	767
地域型保育事業	-	-	34	108	-	-	34	108	-	-	34	108
②-①	612	-10	22	53	735	-17	12	23	801	37	8	24

	令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3～5歳		0歳	1・2歳	3～5歳		0歳	1・2歳
① 量の見込み	950 (967)	1,670 (1,702)	250 (222)	1,000 (854)	905 (903)	1,700 (1,779)	260 (231)	980 (855)
② 確保方策	1,878 (1,830)	1,707 (1,713)	227 (240)	874 (875)	1,788 (1,750)	1,797 (1,793)	233 (240)	927 (875)
教育・保育施設	1,878 (1,830)	1,707 (1,713)	193 (206)	766 (767)	1,788 (1,750)	1,797 (1,793)	193 (206)	806 (767)
地域型保育事業	-	-	34 (34)	108 (108)	-	-	40 (34)	121 (108)
②-①	928 (863)	37 (11)	-23 (18)	-126 (21)	883 (847)	97 (14)	-27 (9)	-53 (20)

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

■確保方策の内容（当初計画）

- 1号認定の減少と2号認定の増加に柔軟に対応するため、必要に応じて、定員の見直しを行います。
- 0～2歳児の待機児童対策として、小規模保育事業所などの整備を検討していきます。
- 幼稚園については、保育ニーズ等の動向を見定め、認定こども園化及び一時預かりの充実を検討します。
- 人材確保についても、就職フェアや高校生への説明会などを実施し、保育士等の確保に努めます。

【見直しの概要】

- ・児童数の人口推計の変更や、保育料無償化の影響による0～2歳児の保育需要の高まりを踏まえ、量の見込みを変更します。
- ・既存施設の改修により、定員の拡大を図ります。
- ・小規模保育事業所などの整備については、引き続き検討をしていきます。
- ・量の見込みに対して確保方策が不足する分については、暫定的な措置として定員弾力化の運用による受入れを見込みます。

## （2）地域子ども・子育て支援事業

教育・保育のほか、子ども・子育て支援法で定められた事業として、子どもと子育て家庭を対象に各事業を展開します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事 業
①利用者支援事業
②時間外保育事業〔延長保育事業〕
③放課後児童健全育成事業〔学童保育所〕
④子育て短期支援事業〔ショートステイ〕
⑤乳児家庭全戸訪問事業
⑥養育支援訪問事業
⑦地域子育て支援拠点事業
⑧-1 一時預かり事業（幼稚園型）〔預かり保育〕
⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）
⑨病児保育事業
⑩子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕
⑪妊婦健康診査事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①利用者支援事業

■事業の内容

利用者支援事業は、子育て支援センターや保健センター等の子どもやその保護者の身近な場所で、妊娠・出産・育児に役立つ情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、3つの類型（基本型・母子保健型・特定型）に分かれています。

基本型	市内6箇所の子育て支援センターで相談業務ができるように子育てコンシェルジュを設置し、子育ての不安や悩みを丁寧に聞き取り相談に応じています。子育てコンシェルジュは、子育て家庭がより効果的に必要とする支援につながるように、地域の関係機関と連絡・調整をする役割を担っています。
母子保健型	ハピネス(保健センター)の保健師が、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦からの様々な相談に応じ、支援を必要とする方が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力連携して支援プランの策定等を行っています。
特定型	市役所幼児課に保育アドバイザーを配置し、施設利用等に関する相談・助言を行うとともに、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等の保育サービスに関する情報提供や利用に向けた支援を行い、入園に関する不安解消に努めます。

■量の見込みと確保方策

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
基本型	量の見込み 〈コンシェルジュ派遣 先を含む箇所数〉	箇所	8	10	12	6 〈13〉 (13)	6 〈13〉 (13)
	確保方策 〈コンシェルジュ派遣 先を含む箇所数〉	箇所	8	10	12	6 〈13〉 (13)	6 〈13〉 (13)
母子保健型	量の見込み	箇所	1	1	1	1 (1)	1 (1)
	確保方策	箇所	1	1	1	1 (1)	1 (1)
特定型	量の見込み	箇所	1	1	1	1 (1)	1 (1)
	確保方策	箇所	1	1	1	1 (1)	1 (1)

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、基本型の中段の〈 〉内はコンシェルジュ派遣先を含む数値、下段の( )内は当初計画の数値

■確保方策の内容（当初計画）

○公設の子育て支援センターに配置している子育てコンシェルジュを定期的に民間のつどいの広場へ派遣し、相談業務の充実を図ります。

○子育てコンシェルジュは、保育経験が豊富で専門性を必要とするため、積極的に人材の確保に努めます。

■利用者支援事業実施場所

【基本型】

子育てコンシェルジュ配置・派遣計画

実施年度	相談窓口	場所
第1期計画期間における配置		
平成27年度	八日市子育て支援センター（ハピネス内 2F）	東中野町 4-5
平成27年度	愛東・永源寺子育て支援センター（愛東あいあい幼稚園内）	妹町 29-4
平成27年度	五個荘子育て支援センター（五個荘あさひ幼稚園内）	五個荘山本町 306
平成27年度	湖東子育て支援センター（湖東ひばり幼稚園内）	平松町 829
平成27年度	能登川子育て支援センター（能登川にじいろ幼稚園内）	乙女浜町 176
平成27年度	蒲生子育て支援センター（蒲生支所内 3F）	市子川原町 676
本計画期間における派遣計画（確保方策）		
令和2年度	つどいの広場「ぼれぼれ」	八日市上之町 1-41
令和2年度	つどいの広場「ぐるり」	八日市緑町 17-5
令和3年度	つどいの広場「すずかけっこ」（平田コミュニティセンター内）	下羽田町 84-5
令和3年度	つどいの広場「えがお」	蒲生堂町 328-252
令和4年度	つどいの広場「童夢の館どむどむ」	下里町 3
令和4年度	つどいの広場「やまびこ」	山上町 829-1
令和5年度	つどいの広場「つくし児童館」	佐野町 341

※実施場所については、令和2年度時点を記載しています。

【母子保健型】

実施年度	相談窓口	場所
第1期計画期間における配置		
平成29年度	保健センター（ハピネス内 1F）	東中野町 4-5

【特定型】

実施年度	相談窓口	場所
第1期計画期間における配置		
平成27年度	東近江市役所 幼児課内	八日市緑町 10-5

【見直しの概要】

- ・利用者支援事業については、量の見込みと実績値との間に大きな乖離はないことから、当初計画のとおりとしますが、基本型のコンシェルジュ派遣先を含む箇所数についてはカッコ書き〈 〉の表記に改めます。

## ②時間外保育事業〔延長保育事業〕

### ■事業の内容

延長保育事業は、保育所や認定こども園に就園する園児（2号・3号）の保護者が勤務時間帯等の都合で、基本保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用する事業です。

### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ人数/日	126	126	129	$\frac{126}{(129)}$	$\frac{126}{(129)}$
量の見込み	延べ人数/年	30,194	30,194	31,010	$\frac{30,194}{(31,010)}$	$\frac{30,194}{(31,010)}$
確保方策	延べ人数/年	30,194	30,194	31,010	$\frac{30,194}{(31,010)}$	$\frac{30,194}{(31,010)}$
量の見込み	箇所	29	29	30	$\frac{29}{(30)}$	$\frac{29}{(30)}$
確保方策	箇所	29	29	30	$\frac{29}{(30)}$	$\frac{29}{(30)}$

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の（ ）内は当初計画の数値

### ■確保方策の内容（当初計画）

- 保育標準時間と保育短時間の利用者が延長保育を希望した場合に受け入れられる態勢を確保します。
- ニーズの増加に対応できるよう幼稚園の認定こども園化の検討や保育士等の確保に努めます。

### 【見直しの概要】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で実際の利用者数は減少していましたが、コロナ禍が落ち着いた利用ニーズが高まることを想定した量の見込みとします。

## ③放課後児童健全育成事業〔学童保育所〕

### ■事業の内容

学童保育所は、就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、放課後等に学童保育所で適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

市全体		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1年生	量の見込み (利用人数)	人	412	387	414	<u>411</u> (369)	<u>425</u> (347)
2年生		人	377	412	387	<u>428</u> (414)	<u>464</u> (369)
3年生		人	319	377	412	<u>356</u> (387)	<u>362</u> (414)
4年生		人	223	248	266	<u>247</u> (298)	<u>252</u> (281)
5年生		人	137	154	170	<u>170</u> (183)	<u>171</u> (200)
6年生		人	84	80	95	<u>91</u> (105)	<u>101</u> (112)
合計		人	1,552	1,658	1,744	<u>1,703</u> (1,756)	<u>1,775</u> (1,723)
利用人数	確保方策	人	2,026	2,101	2,161	<u>2,118</u> (2,201)	<u>2,158</u> (2,201)
箇所		箇所	38	40	42	<u>40</u> (43)	<u>41</u> (43)

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

小学校区別		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	現状	確保方策
玉緒	量の見込み	人	66	66	63	<u>86</u> (65)	<u>89</u> (69)	70	
	確保方策	人	91	91	91	<u>91</u> (91)	<u>91</u> (91)		
御園	量の見込み	人	96	104	113	<u>116</u> (114)	<u>123</u> (113)	112	
	確保方策	人	142	142	142	<u>142</u> (142)	<u>142</u> (142)		
八日市南	量の見込み	人	145	150	161	<u>172</u> (170)	<u>182</u> (173)	141	小学校施設 の活用
	確保方策	人	166	166	166	<u>222</u> (206)	<u>222</u> (206)		
箕作	量の見込み	人	169	180	193	<u>170</u> (196)	<u>182</u> (195)	136	R3小学校 施設の活用 (206人)
	確保方策	人	207	207	207	<u>206</u> (207)	<u>206</u> (207)		

●第5章 子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保方策●

小学校区別		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	現状	確保方策
八日市北	量の見込み	人	99	115	123	$\frac{98}{(121)}$	$\frac{100}{(124)}$	89	—
	確保方策	人	113	153	153	$\frac{113}{(153)}$	$\frac{113}{(153)}$		
八日市西	量の見込み	人	62	59	59	$\frac{65}{(59)}$	$\frac{66}{(57)}$	61	
	確保方策	人	88	88	88	$\frac{88}{(88)}$	$\frac{88}{(88)}$		
布引	量の見込み	人	78	87	85	$\frac{69}{(84)}$	$\frac{71}{(66)}$	80	
	確保方策	人	74	74	74	$\frac{74}{(74)}$	$\frac{74}{(74)}$		
市原	量の見込み	人	18	21	19	$\frac{30}{(23)}$	$\frac{30}{(19)}$	16	
	確保方策	人	30	30	30	$\frac{30}{(30)}$	$\frac{30}{(30)}$		
山上	量の見込み	人	38	44	35	$\frac{24}{(34)}$	$\frac{24}{(30)}$	38	
	確保方策	人	48	48	48	$\frac{48}{(48)}$	$\frac{48}{(48)}$		
五個荘	量の見込み	人	119	133	159	$\frac{144}{(168)}$	$\frac{148}{(173)}$	84	R4小学校 施設の活用 (155人)
	確保方策	人	118	153	173	$\frac{155}{(173)}$	$\frac{155}{(173)}$		
愛東南	量の見込み	人	21	26	29	$\frac{32}{(26)}$	$\frac{33}{(29)}$	15	
	確保方策	人	35	35	35	$\frac{35}{(35)}$	$\frac{35}{(35)}$		
愛東北	量の見込み	人	26	25	25	$\frac{26}{(27)}$	$\frac{26}{(23)}$	29	
	確保方策	人	36	36	36	$\frac{36}{(36)}$	$\frac{36}{(36)}$		
湖東第一	量の見込み	人	41	43	38	$\frac{33}{(37)}$	$\frac{33}{(33)}$	37	
	確保方策	人	37	37	37	$\frac{37}{(37)}$	$\frac{37}{(37)}$		

●第5章 子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保方策●

小学校区別		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	現状	確保方策
湖東第二	量の見込み	人	37	34	35	$\frac{37}{(33)}$	$\frac{38}{(33)}$	32	
	確保方策	人	76	76	76	$\frac{76}{(76)}$	$\frac{76}{(76)}$		
湖東第三	量の見込み	人	36	38	40	$\frac{59}{(42)}$	$\frac{60}{(38)}$	38	
	確保方策	人	78	78	78	$\frac{78}{(78)}$	$\frac{78}{(78)}$		
能登川東	量の見込み	人	101	110	114	$\frac{74}{(106)}$	$\frac{85}{(97)}$	94	
	確保方策	人	122	122	122	$\frac{122}{(122)}$	$\frac{122}{(122)}$		
能登川西	量の見込み	人	46	40	48	$\frac{44}{(42)}$	$\frac{45}{(46)}$	24	
	確保方策	人	56	56	56	$\frac{56}{(56)}$	$\frac{56}{(56)}$		
能登川南	量の見込み	人	132	163	180	$\frac{159}{(198)}$	$\frac{167}{(197)}$	124	小学校施設等の活用
	確保方策	人	164	164	204	$\frac{164}{(204)}$	$\frac{204}{(204)}$		
能登川北	量の見込み	人	19	14	17	$\frac{41}{(15)}$	$\frac{42}{(15)}$	28	
	確保方策	人	45	45	45	$\frac{45}{(45)}$	$\frac{45}{(45)}$		
蒲生東	量の見込み	人	42	40	44	$\frac{62}{(43)}$	$\frac{64}{(42)}$	51	
	確保方策	人	64	64	64	$\frac{64}{(64)}$	$\frac{64}{(64)}$		
蒲生西	量の見込み	人	104	110	104	$\frac{110}{(96)}$	$\frac{114}{(95)}$	82	
	確保方策	人	173	173	173	$\frac{173}{(173)}$	$\frac{173}{(173)}$		
蒲生北	量の見込み	人	57	56	60	$\frac{52}{(57)}$	$\frac{53}{(56)}$	48	
	確保方策	人	63	63	63	$\frac{63}{(63)}$	$\frac{63}{(63)}$		

※「現状」は令和元年度の利用人数実績

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

■確保方策の内容（当初計画）

- 学童保育所の利用ニーズの把握及び入所予測を行うとともに、関係機関と調整しながら施設の確保や運営の充実を図ります。
- 指導員のスキルアップを目的とした研修を実施し、学童保育所における保育の質の向上を図ります。

【見直しの概要】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、この数年間の利用人数は全体としては横ばいでしたが、令和5年度の利用人数の量の見込みについては、入所申込者数の動向を踏まえた形で見直します。また、令和6年度の量の見込みについては、令和5年度の量の見込み数に、新型コロナウイルス感染症拡大前の時期である令和元年度から令和2年度までの利用人数の増減率を乗じて得た人数とします。

④子育て短期支援事業〔ショートステイ〕

■事業の内容

子育て短期支援事業は、支援・相談中の家庭において、保護者の育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、市が委託する施設（ファミリーホーム等）で児童を預かり、必要な保護・養育を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ人数/年	92	105	105	$\frac{190}{(105)}$	$\frac{190}{(105)}$
確保方策(年間受入数) (1回の受入可能数)	延べ人数/年	92	105	105	$\frac{190}{(105)}$	$\frac{190}{(105)}$
	人/回	9	10	10	$\frac{18}{(10)}$	$\frac{18}{(10)}$

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

■確保方策の内容（当初計画）

- 現在3施設と契約しており、各施設は1回に3人の受入れが可能であるが、緊急時に確実に受け入れることが目標であるため、各施設の1回の受入数を増やすための協議を行い態勢強化に努めます。

【見直しの概要】

- ・量の見込みは、当初計画の量の見込みよりも緊急性のある家庭の状況が多かったことから、年間受入実績数が増え、乖離幅が大きくなっているため上方修正します。
- ・受入先として新しい里親等との契約を図り、受入可能数の増加に努めます。

### ⑤乳児家庭全戸訪問事業

#### ■事業の内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要に応じ助言や適切なサービス提供につなげる事業です。

#### ■量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	件/年	903	890	872	<u>787</u> (856)	<u>787</u> (840)
確保方策	件/年	903	890	872	<u>787</u> (856)	<u>787</u> (840)

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

#### ■確保方策の内容（当初計画）

- 母子健康手帳発行時に事業の周知を行い、保健師による訪問を行います。
- 対象者への電話連絡等を行い、訪問率の向上を図ります。

#### 【見直しの概要】

- ・出生数の減少のため、人口推計の0歳児の数値の見直しに伴い、量の見込みの見直しを行います。

### ⑥養育支援訪問事業

#### ■事業の内容

養育支援訪問事業は、子育て不安など家庭養育上の問題を抱える、支援・相談中の家庭に対し、子ども家庭支援員等を派遣し、適切な家事や育児相談・支援を行う事業です。

家事・育児支援では、離乳食の準備や沐浴介助、食事の準備や片付け、家事・育児に関する簡易な相談助言等の支援を行います。

専門的相談支援では、妊娠期の相談、児童の成長に合わせた支援等、助産師や保健師などの専門職による相談支援を行います。

■量の見込みと確保方策

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
家事・ 育児支援	量の見込み	延べ回数/年	195	224	224	200 (224)	200 (224)
	確保方策(回数)	延べ回数/年	195	224	224	200 (224)	200 (224)
	(支援員数)	人	10	10	10	6 (10)	7 (10)
専門的 相談支援	量の見込み	延べ回数/年	115	132	132	125 (132)	125 (132)
	確保方策(回数)	延べ回数/年	115	132	132	125 (132)	125 (132)
	(支援員数)	人	8	9	9	8 (9)	9 (9)
合計	量の見込み	延べ回数/年	310	356	356	325 (356)	325 (356)
	確保方策(回数)	延べ回数/年	310	356	356	325 (356)	325 (356)
	(支援員数)	人	18	19	19	14 (19)	16 (19)

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

■確保方策の内容（当初計画）

- 家事・育児支援については、登録している支援員を派遣しますが、不足する場合は委託先のヘルパーを活用します。
- 専門的相談支援については、助産師や保健師など専門職種の支援員の確保が必要となるため、広報ひがしおうみや市ホームページ、公共施設等でのチラシの掲示等、募集方法を工夫し広く募集することで確保に努めます。

【見直しの概要】

- ・量の見込みについては、家庭児童相談員や関係支援機関による丁寧な関わりや育児相談に乗ることなどにより、保護者の不安を取り除き、児童の安全を確保し、結果的に養育支援訪問事業を使わずに済んだケースもあり、量の見込みに対し、実績数が減少していることから見直しを行います。
- ・現在、支援員が減少しているため、広く募集を行い新たな支援員の確保に努めます。

⑦地域子育て支援拠点事業

■事業の内容

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所としてつどいの広場を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	延べ人数/年	70,757	70,821	70,910	<u>67,891</u> (70,913)	<u>68,131</u> (70,962)
確保方策	延べ人数/年	70,757	70,821	70,910	<u>67,891</u> (70,913)	<u>68,131</u> (70,962)
量の見込み	箇所	13	13	13	13 (13)	13 (13)
確保方策	箇所	13	13	13	13 (13)	13 (13)

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

■確保方策の内容（当初計画）

○既存の13箇所で事業の充実を図っていきます。

○各施設で利用定員はなく、提供体制が確保されているため、地域の子育て拠点として乳幼児及び保護者が気軽に利用できる環境をつくり、利用者の拡大を図ります。

公設「つどいの広場」	民営「つどいの広場」
八日市子育て支援センター	つどいの広場「ぼれぼれ」
愛東・永源寺子育て支援センター	つどいの広場「ぐるり」
五個荘子育て支援センター	つどいの広場「すずかけっこ」
湖東子育て支援センター	つどいの広場「えがお」
能登川子育て支援センター	つどいの広場「童夢の館どむどむ」
蒲生子育て支援センター	つどいの広場「やまびこ」
	つどいの広場「つくし児童館」

【見直しの概要】

- ・令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が減少しており、今後の利用者数の回復を見込んだ上での量の見込みの見直しを行います。

## ⑧-1 一時預かり事業

## ◇幼稚園型〔預かり保育〕

## ■事業の内容

預かり保育は、幼稚園や認定こども園（1号認定）に就園する園児に対し、保護者の急な用事等で家庭での保育が困難となった園児を一時的に預かる事業です。

公立幼稚園においては、保育終了後1時間の預かり保育を実施しており、公立認定こども園においては、保育時間の前後1時間の預かり保育を実施しています。また、私立認定こども園においては各園の実施方針に基づいて行われています。

## ■量の見込みと確保方策

## 【全体】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用人数)	延べ人数/年	2,430	2,225	2,022	<u>10,612</u> (1,893)	<u>10,109</u> (1,801)
確保方策	延べ人数/年	11,265	11,265	11,265	<u>14,400</u> (11,265)	<u>14,400</u> (11,265)

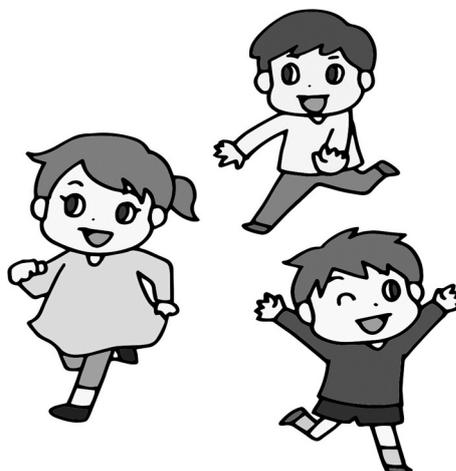
※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

## ■確保方策の内容（当初計画）

○多様なニーズに対応し、1日1施設当たり3人程度の園児を預かるための保育士等の確保に努めます。

## 【見直しの概要】

- 公立園5園で預かり保育の時間を延長したことから、延長時間内で就労可能な利用者が増加し、乖離幅が大きくなっているため量の見込みの見直しを行います。
- 確保方策：幼稚園型（公立幼稚園5園、認定こども園（公立13園、民間6園））  
24箇所×3人×200日で算定



⑧-2 一時預かり事業

◇幼稚園型以外

■事業の内容

幼稚園型以外の一時的預かり事業は、保護者の病気、看護、冠婚葬祭や育児疲れの解消などにより緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児等を預かる事業です。

認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育所のほか、ファミリー・サポート・センターで一時的預かりを実施しています。

■量の見込みと確保方策

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
認定こども園 小規模保育事業所 認可外保育所	量の見込み	延べ人数/年	2,766	2,637	2,493	2,257 (2,368)	2,082 (2,262)
	確保方策	延べ人数/年	13,478	13,478	13,478	14,943 (13,478)	14,943 (13,478)
ファミリー・サポ ート・センター	量の見込み	延べ人数/年	26	27	28	98 (29)	98 (30)
	確保方策	延べ人数/年	26	27	28	98 (29)	98 (30)

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

■確保方策の内容

○認定こども園での一時預かりは、1日1施設当たり3人程度の子どもを預かるための保育士の確保に努めます。

○小規模保育事業所、認可外保育所、ファミリー・サポート・センターでは、現在の提供体制を維持できるよう、事業の継続を支援します。

【見直しの概要】

〈認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育所〉

・量の見込みについては、児童数の人口推計の変更に伴い、未就園児の見込み人数も変化するため、見直しを行います。

・確保方策：17箇所×3人×293日で算定

〈ファミリー・サポート・センター〉

・保育施設の保育開始前や、保育終了後の預かりが増え、量の見込みが実績と大きく乖離しているため、実績数に基づき、量の見込みの見直しを行います。

⑨病児保育事業

■事業の内容

病児保育事業は、子どもが病気又は病気の回復期にあり、集団保育や家庭での保育が難しく、保護者も就労等で保育ができない場合に、保育士や看護師がいる専用施設（愛東病児保育室、八日市病児保育室、能登川病児保育室）で一時的に保育を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み 計	延べ人数/年	181	180	180	<u>256</u> (180)	<u>256</u> (182)
愛東病児保育室	延べ人数/年	19	19	19	<u>80</u> (19)	<u>80</u> (20)
八日市病児保育室	延べ人数/年	15	15	15	<u>30</u> (15)	<u>30</u> (15)
能登川病児保育室	延べ人数/年	147	146	146	146 (146)	<u>146</u> (147)
確保方策 計	延べ人数/年	2,160	2,160	2,160	2,160 (2,160)	2,160 (2,160)
愛東病児保育室	延べ人数/年	720	720	720	720 (720)	720 (720)
八日市病児保育室	延べ人数/年	720	720	720	720 (720)	720 (720)
能登川病児保育室	延べ人数/年	720	720	720	720 (720)	720 (720)
量の見込み	箇所	3	3	3	3 (3)	3 (3)
確保方策	箇所	3	3	3	3 (3)	3 (3)

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

■確保方策の内容（当初計画）

- 現在の3つの病児保育室運営が維持できるよう保育士や看護師確保に努め、事業の継続を図ります。
- 能登川病児保育室については、小学校3年生まで利用範囲を拡大します。
- 必要とする家庭が、必要なときに安心して利用ができるよう、事業を周知し、利用登録者数の拡大に努めます。

○現在の3病児保育室について、能登川は「病児・病後児対応型」ですが、愛東、八日市は「病後児対応型」となっているため、今後、愛東、八日市についても、「病児・病後児対応型」での運営を目指し検討を行います。

○利用者アンケート等を実施し、利便性の向上を図ります。

【見直しの概要】

- ・令和2年度はコロナ禍による利用控えのため利用者が減少しましたが、令和3年度はサービスの拡充により増加しています。令和3年度の利用状況が今後もほぼ横ばいで推移すると予測し、量の見込みの見直しを行います。

⑩子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕

■事業の内容

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（協力会員）が会員登録し、地域の中で支え合いながら子育てを行う事業です。

アドバイザーが橋渡し役となり、会員相互の援助活動により子育て家庭の育児を支援します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ件数/年	824	849	874	900 (900)	927 (927)
確保方策	延べ件数/年	824	849	874	900 (900)	927 (927)
確保方策 (協力・両方会員数)	人	193	203	213	170 (223)	175 (233)

※両方会員とは、依頼会員も協力会員もどちらの活動もできる会員

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

■確保方策の内容（当初計画）

○子育て支援センターが実施する「赤ちゃん広場」で啓発活動を実施したり、会員養成講座を実施して、協力会員、両方会員の登録を推進して、急なニーズに対応できる態勢を整備します。

○協力会員の交流事業や講習・研修等への参加を積極的に促し、会員のスキルアップを図ります。

【見直しの概要】

- ・量の見込みについては、実績との乖離幅が僅かのため、当初計画のとおりとします。
- ・協力・両方会員数の確保方策について、会員数が減少しているため見直しを行うこととし、地域子育て支援拠点事業との連携や自治会回覧等での啓発活動を行い、会員の確保に努めます。



⑪妊婦健康診査事業

■事業の内容

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む。）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担する事業です。本市では、妊婦が産院で受診する基本健診（1人14回）等に補助をしています。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ回数/年	12,460	12,208	11,984	11,018 (11,760)	11,018 (11,564)
確保方策	延べ回数/年	12,460	12,208	11,984	11,018 (11,760)	11,018 (11,564)
量の見込み	実人数/年	890	872	856	787 (840)	787 (826)
確保方策	実人数/年	890	872	856	787 (840)	787 (826)

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の（ ）内は当初計画の数値

■確保方策の内容（当初計画）

○妊婦健康診査に関する公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

【見直しの概要】

・妊娠届出数の減少のため、量の見込みの見直しを行います。

\*受診延べ回数は、1人当たり14回で算定

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、特定教育・保育施設事業者が実費徴収している日用品や文房具の購入に要する費用等について、低所得者世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

■量の見込みと確保方策

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1号認定	量の見込み	延べ月数	126	116	105	98 (98)	93 (93)
2号認定	量の見込み	延べ月数	104	103	102	104 (104)	108 (108)
3号認定	量の見込み	延べ月数	49	51	53	54 (54)	55 (55)

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の( )内は当初計画の数値

■確保方策の内容（当初計画）

○国の動向に応じて補助をします。

○低所得世帯の負担軽減のため、継続して事業を実施します。

【見直しの概要】

・量の見込みは、年度ごとに一定数を見込んでおく必要があるため、当初計画のとおりとします。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業の内容

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、社会福祉法人等が運営する認定こども園（1号）において、特別な支援を必要とする子どもが通園している場合、対応する保育士又は保育教諭の加配に必要な費用（月単位）の補助をしています。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ人数/年	48	48	48	48 (48)	48 (48)
確保方策	延べ人数/年	48	48	48	48 (48)	48 (48)
量の見込み	箇所	4	4	4	4 (4)	4 (4)
確保方策	箇所	4	4	4	4 (4)	4 (4)

※令和5年度及び令和6年度の上段は見直し後の数値、下段の（ ）内は当初計画の数値

■確保方策の内容（当初計画）

○社会福祉法人等が運営する各認定こども園において、特別な支援を必要とする子どもを受け入れる態勢が維持できるよう保育士又は保育教諭の確保及び育成を支援します。

【見直しの概要】

- ・量の見込みは、年度ごとに一定数を見込んでおく必要があるため、当初計画のとおりとします。

## 東近江市子ども・子育て会議 委員名簿

令和4年4月1日現在【順不同、敬称略】

氏名	役職	備考
奥田 援史	滋賀大学 大学院教育学研究科 教授	会長
大居 香織	保育園・認定こども園保護者代表	
穴田 真紀	PTA連絡協議会(幼小中)代表	
南方 智美	子育て支援サークル代表	
板谷 裕美	学童保育連絡協議会代表	
林 典子	公立園長会代表	
池之内 理恵	民間保育施設代表	
野崎 典子	小・中学校長会代表	
中村 薫	学童保育所代表	
今若 幸子	子育て支援センター代表	
野瀬 隆行	青少年育成市民会議代表	
野田 敏	民生委員児童委員協議会代表	
川南 壽	社会福祉協議会代表	
岡本 暢彦	医師会代表	
森田 初枝	まちづくり協議会代表	副会長
山田 綾子	母子福祉のぞみ会代表	
西澤 徹	彦根子ども家庭相談センター代表	

※東近江市子ども・子育て会議における見直し経過

- 令和4年11月15日  
第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについての検討
- 令和5年2月6日  
第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画（中間年の見直し）（案）についての確認

第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画（中間年の見直し）

令和5年（2023年）3月

発行：滋賀県東近江市こども未来部こども政策課  
〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号

I P 050-5801-5643

電 話 0748-24-5643

F A X 0748-23-7501